

7 水管第 2055 号  
令和 7 年 12 月 8 日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

めかじき（南西太平洋海域）等 12 特定水産資源に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について（諮問第 492 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和 8 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に関する令和 8 管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 1 -

めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

- 2 -

## 第一 めかじき（南西太平洋海域）

## 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

588トン

## 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南西太平洋海域）かつお・まぐろ漁業	588

第二 めばち（東部太平洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

32,372トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	24,372

第三 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

400トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））	400

第四 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

60トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類（北西大西洋条約海域（区分30））	60

第五 いわしくじら

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

56頭

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
いわしくじら母船式捕鯨業	56
いわしくじら基地式捕鯨業	0

第六 からすがれい（北西大西洋条約海域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,118.8トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
からすがれい（北西大西洋条約海域）	1,118.8

#### 第七 きはだ（インド洋協定海域）

##### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

4,002トン

##### 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
きはだ（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業	4,002

#### 第八 にたりくじら

##### 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

153頭

##### 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：頭)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら母船式捕鯨業	133

## 第九 みんくくじら

## 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

145頭

## 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：頭)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
みんくくじら母船式捕鯨業（太平洋海域）	0
みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）	0

みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）	112
みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）	33

## 第十 めばち（インド洋協定海域）

## 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

4,237トン

## 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（インド洋協定海域） 大中型まき網漁業及	4,237

## 第十一 ながすくじら

## 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

58頭

## 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：頭)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ながすくじら母船式捕鯨業	58

## 第十二 くろまぐろ（東部太平洋条約海域）

## 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

10トン

## 二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	10

**漁獲可能量に係る留保からの配分及び数量の融通等について  
(いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら)**

**1 経緯**

令和4管理年度より、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの資源管理を漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁獲可能量による管理に移行した。

その運用として、これら3鯨種の漁獲可能量に係る配分数量の変更のうち、大臣管理区分間での配分数量の融通であり、以下に該当する場合は、水産政策審議会に対し事後報告で対応できる取扱いとされた。

**(1) 国の留保枠からの配分に伴う数量の変更**

当事者間で配分数量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合。

**(2) 融通に伴う数量の変更**

当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合。

**2 令和8管理年度の取扱い**

令和8管理年度においても、令和7管理年度と同様、上記1(1)及び(2)による配分数量の変更については水産政策審議会に対し事後報告で対応することとする。

**3 数量変更に伴う手続**

農林水産大臣は、変更した配分数量を遅滞なく公表する（漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。

**4 上記2によるもの以外の数量変更の取扱い**

上記2によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に水産政策審議会の意見を聴く（漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。

**5 みんくくじら（オホーツク海域）の配分数量について**

「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」と「みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）」の配分数量の和は「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」の当初配分数量を超えないものとする。



令和 8 管理年度（※）漁獲可能量（TAC）の配分総括表（国際資源）

【】内は令和 7 管理年度の数量、単位はすべてトン

特定水産資源	大臣管理区分	漁獲可能量	留保枠	大臣管理漁獲可能量	【参考】令和 6 管理年度の実績	
					上段：漁獲量	下段：大臣管理漁獲可能量
別紙 2-27 めかじき（南西太平洋海域）	かつお・まぐろ漁業	588 [588]	0 [0]	588 [588]	108	588
別紙 2-29 めばち（東部太平洋条約海域）	かつお・まぐろ漁業	32,372 [32,372]	8,000 [8,000]	24,372 [24,372]	2,028	24,372
別紙 2-31 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3M））	遠洋底びき網漁業	400 [400]	0 [0]	400 [400]	0	400
別紙 2-32 あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3O））	遠洋底びき網漁業	60 [150]	0 [0]	60 [150]	0	150
別紙 2-34 からすがれい（北西大西洋条約海域）	遠洋底びき網漁業	1,118.8 [1,123.5]	0 [0]	1,118.8 [1,123.5]	676	1151
別紙 2-35 きはだ（インド洋協定海域）	大中型まき網漁業及び かつお・まぐろ漁業	4,002 [4,002]	0 [0]	4,002 [4,002]	2,087	4,002
別紙 2-41 めばち（インド洋協定海域）	大中型まき網漁業及び かつお・まぐろ漁業	4,237 [3,684]	0 [0]	4,237 [3,684]	3,290	3,684
別紙 2-52 くろまぐろ（東部太平洋条約海域）	かつお・まぐろ漁業	10 [10]	0 [0]	10 [10]	—	—

※令和 8 管理年度の期間：令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

令和8管理年度（※）の漁獲可能量（TAC）の配分総括表（鯨類）

特定水産資源	大臣管理区分	漁獲可能量	留保枠	大臣管理漁獲可能量	【】内は令和7管理年度の数量、単位はすべて頭		
					【参考】令和6管理年度の実績		
		上段：漁獲量		下段：大臣管理漁獲可能量			
別紙2-33 いわしくじら	いわしくじら母船式捕鯨業 いわしくじら基地式捕鯨業	56 [56]	0 [0]	56 [56]	25	25	
別紙2-36 にたりくじら	にたりくじら母船式捕鯨業 にたりくじら基地式捕鯨業	153 [153]	0 [0]	133 [143]	175	175	
別紙2-37 みんくくじら	みんくくじら母船式捕鯨業（太平洋海域）		0 [0]	20 [10]	4	4	
	みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）	145 [144]	0 [0]	112 [111]	54	54	
	みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）			33 [33]	109	109	
別紙2-47 ながすくじら	ながすくじら母船式捕鯨業	58 [60]	0 [0]	58 [60]	30	30	
					59	59	

※令和8管理年度の期間：令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

令和8管理年度（令和8年1月～12月）いわしくじら、にたりくじら、  
みんくくじら及びながすくじら漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について

令和7年12月  
水産庁

1 設定の考え方

国際捕鯨委員会において採択された算出方法に従って、初期資源量（当該水産資源の人为的な漁獲がなされる前の資源量をいう。）の60パーセントの資源水準を長期的に維持する漁獲量を算定する方法で得られた値から、混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人为的要因（定置網混獲、銛抜け等）により通常発生すると想定される年間の死亡頭数（以下、「年間想定死亡頭数」という。）を減じた量を漁獲可能量とする。

2 令和8管理年度（令和8年1月1日～12月31日）のTAC

特定水産資源	漁獲シナリオで算定された漁獲量の値	年間想定死亡頭数（※）	TAC
いわしくじら	56頭	0頭	56頭
にたりくじら	154頭	1頭	153頭
みんくくじら	167頭	22頭	145頭
ながすくじら	60頭	2頭	58頭

※令和8管理年度における年間想定死亡頭数は、以下のとおり算出している。

- ・いわしくじら、にたりくじら及びながすくじら：対象となる海域での令和6管理年度における定置網混獲数等
- ・みんくくじら：対象となる海域での定置網混獲数等の5ヶ年平均

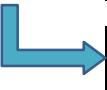
（参考）いわしくじら、にたりくじら、みんくくじら及びながすくじらのTACの推移

特定水産資源	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (案)
いわしくじら	25頭	25頭	25頭	25頭	24頭	25頭	56頭	56頭
にたりくじら	187頭	187頭	187頭	187頭	187頭	187頭	153頭	153頭
みんくくじら	56頭	132頭	134頭	133頭	136頭	142頭	144頭	145頭
ながすくじら	—	—	—	—	—	59頭	60頭	58頭
合計	268頭	344頭	346頭	345頭	347頭	413頭	413頭	412頭

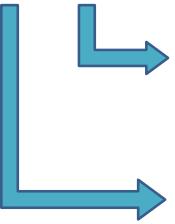
- ・令和3年までは指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第42条に基づく捕獲頭数の上限の設定による管理
- ・令和元年は令和元年6月までの調査で捕獲した頭数（79頭）を差し引いた数

- (1) いわしくじらについては、母船式捕鯨業者のみが捕獲することから、漁獲可能量の全量を母船式捕鯨業に配分する。
- (2) にたりくじらについては、母船式捕鯨業者及び基地式捕鯨業者の両者との間で配分割合の合意があることから、母船式捕鯨業へ 133 頭、基地式捕鯨業へ 20 頭配分する。
- (3) みんくくじらについては、基地式捕鯨業者のみが捕獲することから、漁獲可能量の全量を基地式捕鯨業に配分する。
- (4) ながすくじらについては、大臣管理区分が母船式捕鯨業のみであることから、漁獲可能量の全量を母船式捕鯨業に配分する。

＜参考＞

特定水産資源	TAC(頭)								
いわしくじら	56								
 <table border="1"> <thead> <tr> <th>大臣管理区分</th> <th>数量(頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母船式捕鯨業</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>基地式捕鯨業</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>留保</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		大臣管理区分	数量(頭)	母船式捕鯨業	56	基地式捕鯨業	0	留保	0
大臣管理区分	数量(頭)								
母船式捕鯨業	56								
基地式捕鯨業	0								
留保	0								

特定水産資源	TAC(頭)								
にたりくじら	153								
 <table border="1"> <thead> <tr> <th>大臣管理区分</th> <th>数量(頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母船式捕鯨業</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>基地式捕鯨業</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>留保</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		大臣管理区分	数量(頭)	母船式捕鯨業	133	基地式捕鯨業	20	留保	0
大臣管理区分	数量(頭)								
母船式捕鯨業	133								
基地式捕鯨業	20								
留保	0								

特定水産資源	TAC(頭)												
みんくくじら	145												
 <table border="1"> <thead> <tr> <th>大臣管理区分</th> <th>数量(頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母船式捕鯨業 (太平洋海域)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>母船式捕鯨業 (オホーツク海域)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>基地式捕鯨業 (太平洋海域)</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>基地式捕鯨業 (オホーツク海域)</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>留保</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		大臣管理区分	数量(頭)	母船式捕鯨業 (太平洋海域)	0	母船式捕鯨業 (オホーツク海域)	0	基地式捕鯨業 (太平洋海域)	112	基地式捕鯨業 (オホーツク海域)	33	留保	0
大臣管理区分	数量(頭)												
母船式捕鯨業 (太平洋海域)	0												
母船式捕鯨業 (オホーツク海域)	0												
基地式捕鯨業 (太平洋海域)	112												
基地式捕鯨業 (オホーツク海域)	33												
留保	0												

特定水産資源	TAC(頭)						
ながすくじら	58						
 <table border="1"> <thead> <tr> <th>大臣管理区分</th> <th>数量(頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母船式捕鯨業</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>留保</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		大臣管理区分	数量(頭)	母船式捕鯨業	58	留保	0
大臣管理区分	数量(頭)						
母船式捕鯨業	58						
留保	0						

# 魚類の捕獲可能な量算出

指定鯨類科学調査法人  
一般財団法人 日本鯨類研究所

# 捕獲可能な量 算出方法 及び 現在の捕獲可能な量



# ひげ鯨類の捕獲可能な量の算出方法

## ＜RMP（改訂管理方式）について＞

- ・RMP（改訂管理方式：Revised Management Procedure）は、ひげ鯨類の捕獲可能な量を計算するための計算式を含む手続を定めたもの。1992年にIWC（国際捕鯨委員会）科学委員会で開発され、1994年にIWC総会で採択。RMPの本質は、100年間資源に悪影響を与えない科学的・保守的な捕獲可能な量の算出とシミュレーション。

## ＜捕獲可能な量の算出方法＞

- ・RMPでは、以下のプロセスにより、極めて予防的かつ控えめな捕獲可能な量を算出。

- ①資源量推定値と過去の捕獲量から、捕獲可能な量を算出。

- ②様々な不確実性（資源量推定値、群構造や自然増加率等の想定が誤っている可能性）を勘案し、膨大なシミュレーションを通じて、100年間捕獲を続けても資源に悪影響がないことを確認。

- ・100年後の資源水準の目標として、IWC科学委員会が提示した十分に保守的な目標である初期資源量の60%を選択。

※初期資源量：捕獲開始前の資源量

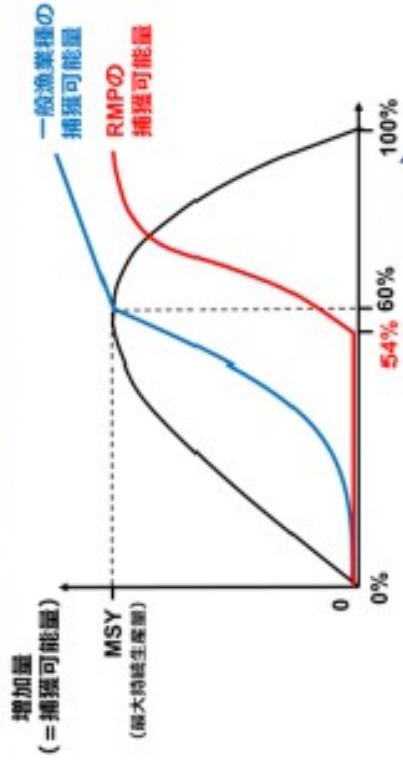
- ・RMPで算出される捕獲可能な量は、資源量推定値の1%未満となる。

- ・また、資源量が初期資源量の54%を上回っている場合にのみ、捕獲可能な量が算出される。

- ・100年の間に、捕獲以外に、環境の変化（例えば、生息できる鯨の最大数が半減）、突然の大量死（資源量が半減）などの不測要因があつても資源が枯渇しないことがRMPの開発過程で確認済。

## ・**6年おきに最新データ（例：資源量推定値）を取り込み捕獲可能な量を再計算。**

## RMPによる捕獲可能な量の算出



## ＜RMPによる捕獲可能な量算出の特性＞

- ・資源量推定値が無い海域（未調査海域）は捕獲可能な量はゼロ
- ・最新の資源量推定値が古くなると、捕獲可能な量が減少（10年経過で毎年2割、捕獲可能な量が定量で減少）
- ・資源量推定値の信頼区間を考慮して捕獲可能な量を算出するため、調査日数の減少等により精度が下がると、信頼区間が広がり、捕獲可能な量は減少
- ・系群構造情報の収集は、不確実性低減につながり、結果として、捕獲可能な量は増加（不確実性が高いと保守的な捕獲可能な量になる）

## 内閣官房長官談話（平成30（2018）年12月26日）（抄）

七 脱退の効力が発生する来年七月から我が国が行う商業捕鯨は、我が国の領海及び排他的経済水域に限定し、南極海・南半球では捕獲を行いません。また、国際法に従うとともに、鯨類の資源に悪影響を与えないようIWCで採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います。

# 鯨類目視調査による資源量及び系群構造調査

## ① 資源量推定値

調査水域内で、ジグザク型の調査コースを航行し、その間に発見した鯨の頭数と調査した距離を基に、統計処理により資源量を推定（資源量推定手法（目視調査）についてIWC科学委員会がガイドラインを作成）

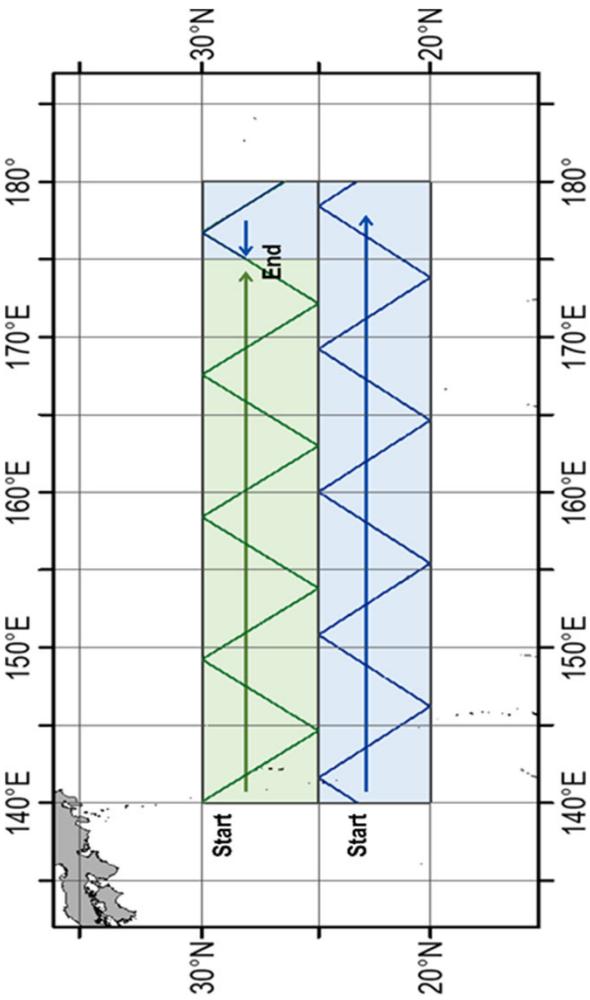
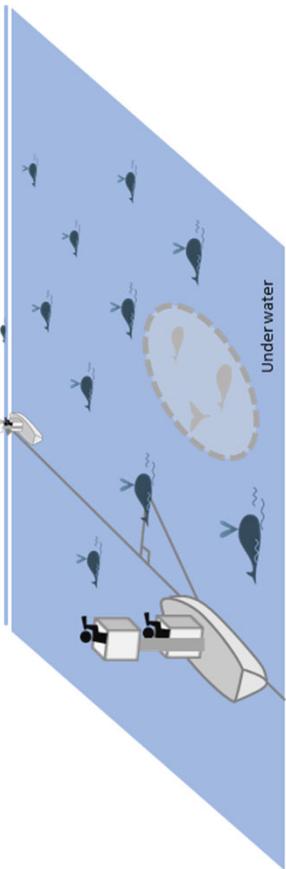
## ② 系群構造 バイオプシー皮膚標本（DNA情報）や衛星標識装着（回遊経路）により系群構造を把握

## ③ その他 写真撮影（個体識別）により系群構造解釈を補完

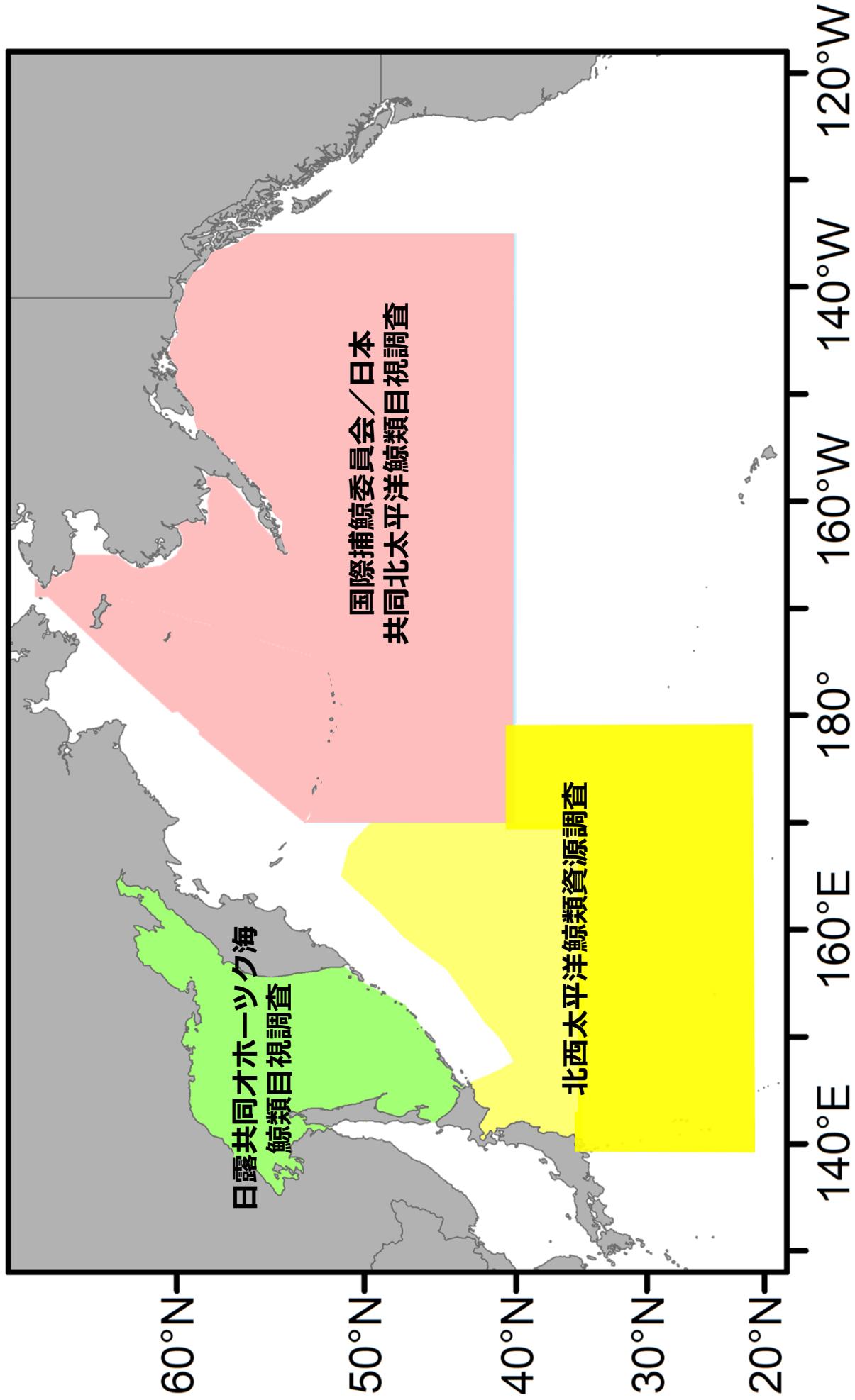
## 調査船の外観



## 目視調査の概要



# 北太平洋における鯨類目視調査実施水域



# 大型鯨類の捕獲可能な量及びTAC（漁獲可能量）配分

## 大型鯨類のTAC配分数量：令和7年管理年度（令和7年1月1日～12月31日）

鯨種	推定資源量 ※1	捕獲可能な量 ※2	【参考】令和6年			
			漁獲可能な量 (TAC)	TAC 配分数量	水産庁 留保分	水産庁 留保分
ミンククジラ	20,961頭 (2021年計算)	167頭	144頭 基地	144頭 0頭	23頭 母船 基地	0頭 25頭 母船 基地
ニタリクジラ	16,518頭 (2024年計算)	154頭	153頭 母船 基地	143頭 10頭 ※4	0頭 1頭 母船	142頭 150頭 37頭 0頭 母船 基地
イワシクジラ	15,455頭 (2024年計算)	56頭	56頭 母船	56頭 0頭 母船	0頭 25頭 0頭 0頭 母船	0頭 25頭 0頭 0頭 母船 基地
ナガスクジラ	19,299頭 (2023年計算)	60頭	60頭 母船	60頭 0頭 母船	59頭 0頭 59頭 0頭 1頭 母船	0頭 25頭 0頭 1頭 30頭 母船

※1：ミンククジラ：オホーツク海・北西太平洋系群（O系群）が生息する北西太平洋海域における推定資源量  
(<https://www.ifa.maff.go.jp/i/whale/attach/pdf/catchlimit-11.pdf>)

ニタリクジラ：東経130～180度の推定資源量  
(<https://www.ifa.maff.go.jp/i/whale/attach/pdf/catchlimit-2.pdf>)

イワシクジラ：東経170度以西の推定資源量  
(<https://www.ifa.maff.go.jp/i/whale/attach/pdf/catchlimit-2.pdf>)

ナガスクジラ：北西太平洋系群の推定資源量  
(<https://www.ifa.maff.go.jp/i/whale/attach/pdf/catchlimit-6.pdf>)

※2：捕獲可能な量はIWCで採択された算出方式により算出。

※3：定置網による混獲数を捕獲可能な量から差し引いています。

※4：漁期中に、水産庁留保分から母船式捕鯨業及び基地式捕鯨業へ配分。



# ミンクケジラの捕獲可能な量 計算について(2021年)

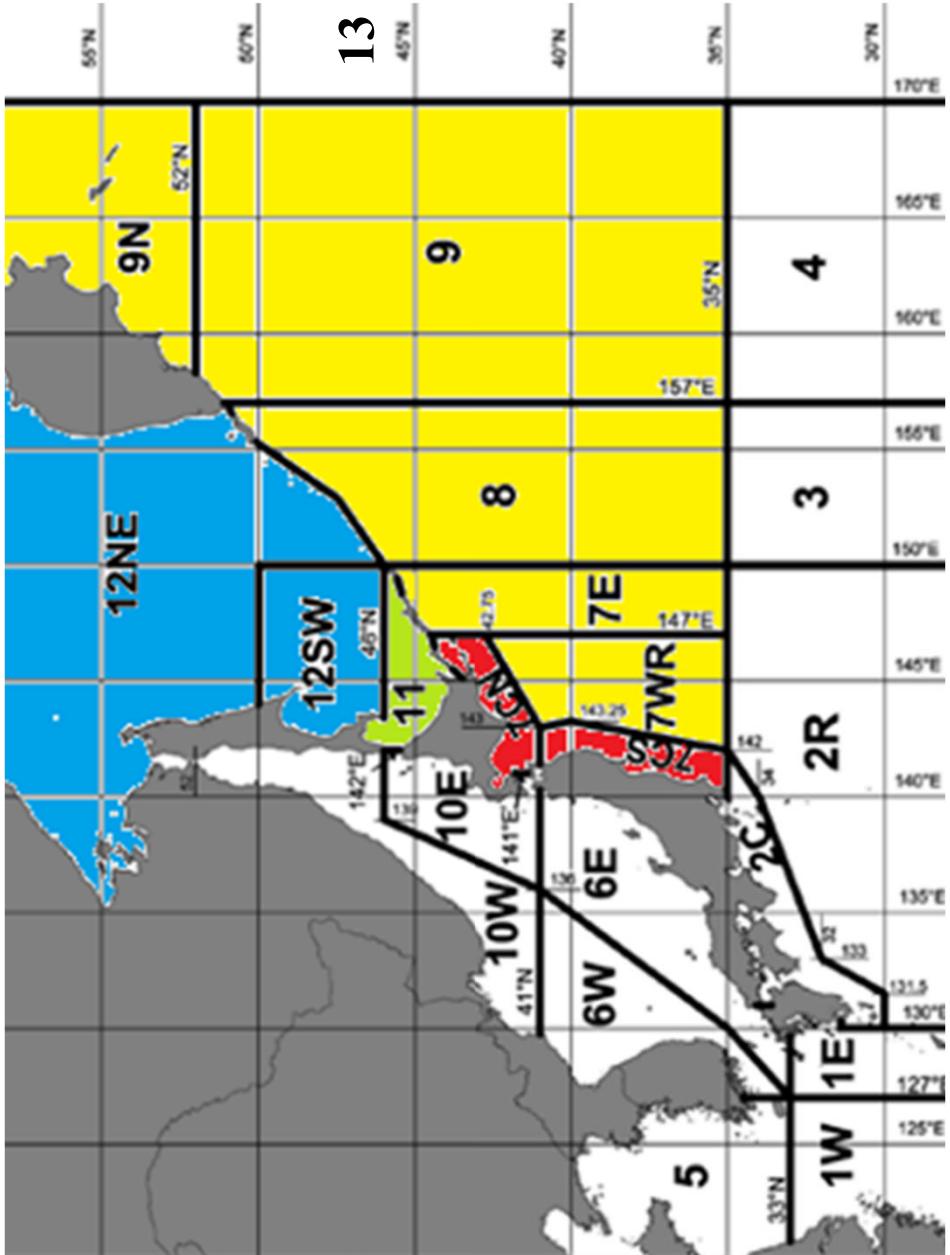
# 1. 系群構造解析

日本側科学者は以下の仮説を採用。

**仮説**：サブエリア1W、1E、2C、5、6W、6E、7CN、10W、10E、11、12SWに東シナ海・黄海・日本海系群(J系群)が分布。サブエリア2C、2R、3、4、7CS、7CN、7WR、7E、8、9N、10E、11、12SW、12NE、13にオホーツク海・北西太平洋系群(O系群)が分布。

## 2. 管理海区

以下の海域A+B+C+Dを管理海区に設定。



**A (赤)** : サブエリア7CSと7CN  
(J系群とO系群が混在)

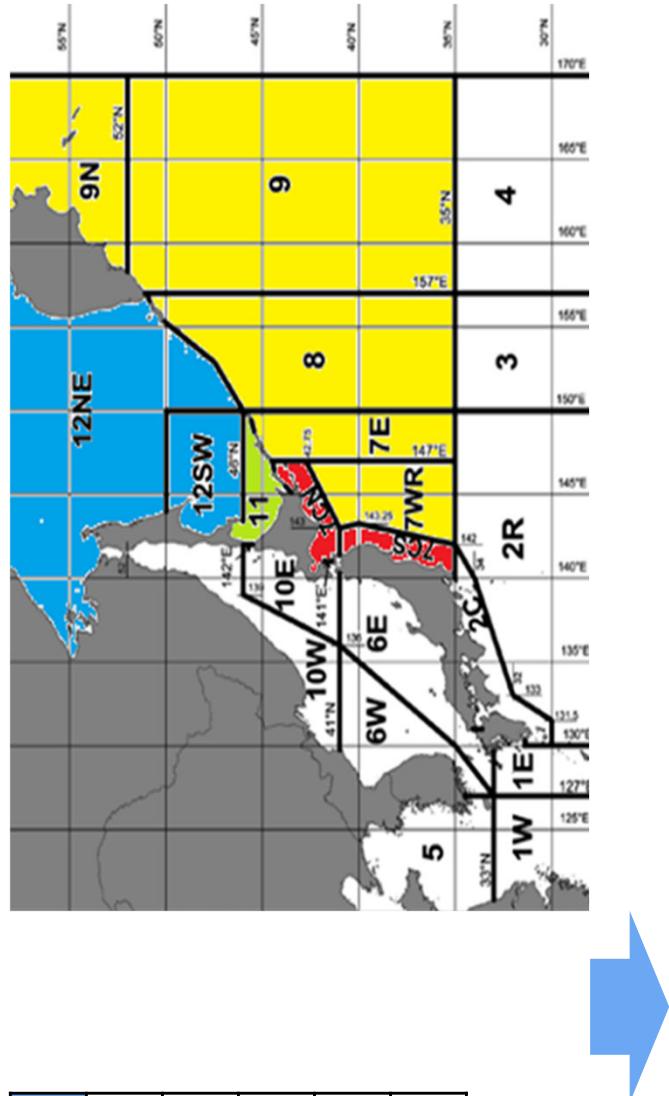
**B (黄)** : サブエリア7WR、7E、8、9  
(O系群のみ存在)

**C (緑)** : オホーツク海南部のサブエリア11  
(J系群とO系群が混在)

**D (青)** : オホーツク海中部及び北部  
のサブエリア12  
(J系群とO系群が混在)

### 3. 資源量推定值

各海域におけるミンククジラの資源量推定値は、以下のとおり。



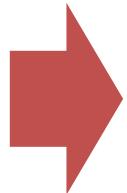
海域	資源量推定值
A (赤)	255頭
B (黃)	747頭
C (綠)	384頭
D (青)	19,575頭
合計	20,961頭

○系群とJ系群の各海域における混合率について、様々な仮定をおいたシナリオでシミュレーション（100年捕獲を続ける場合に資源に悪影響がないことの確認）を行った結果、各水域におけるJ系群の捕獲を減らすため、以下の管理方策を行うという条件で、管理海区（海域A+B+C+D）における捕獲可能量は**167頭**（すべてのシナリオで合格した値）と算出された。

- ・日本の太平洋側に距岸10海里の空間的閉鎖（禁漁区）を導入すること。
  - ・オホーツク海（海域C）に生息するミンククジラは、J系群の割合が日本の太平洋側（海域Aや海域Bの7WR）よりも高いことから、オホーツク海（海域C）への配分は捕獲可能な最大20%を上限とすること。

## 24. 独立外国人科学者による解析方法等に対するレビュー結果

我が国の領海及びEEZ内を含む海域におけるミンククジラの捕獲可能量について、我が国科学者がRMPに沿って解析し、その結果に対し独立外国人科学者がレビューを実施。



### 【レビュー結果】

- ミンククジラの年間捕獲可能量案167頭はRMPの規定に沿つたものであり、許容される。
- 日本の大西洋側に距岸10海里の禁漁区を導入すること、オホーツク海（海域C）の捕獲頭数を捕獲可能量の20%以下に制限することは、J系群保護の観点から不可欠である。

鯨種	資源量推定値	捕獲可能量
ミンククジラ	 20,961頭 (管理海区)	167頭 (うちオホーツク海 (海域C) では最大33頭)



# ニタリケジラの捕獲可能な量 再計算について

# 1. 魚類目視調査の結果に基づく資源量推定値

各調査海域におけるニタリクジラの資源量推定値は、以下のとおり。

	資源量推定値	
	合計	東経130度から 東経165度 180度
2008-2015年調査	27,858 頭	17,307 頭
2020-2023年調査	16,518 頭	11,504 頭

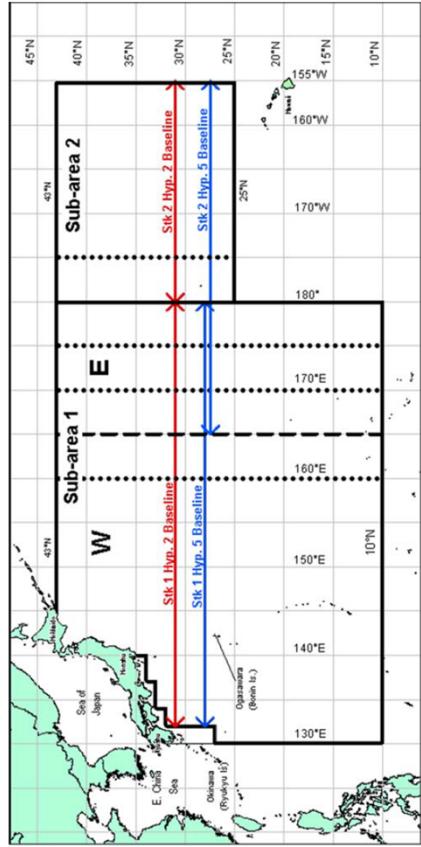
## 2. 系群構造解析

- ・遺伝情報などから、北太平洋に2つの系群構造/仮説が存在。

### 【系群構造仮説1】

系群1：サブエリア1（東経130度から180度）に分布。

系群2：サブエリア2（180度から西経155度）に分布。



### 【系群構造仮説2】

系群1：サブエリア1（東経130度から180度）に分布。

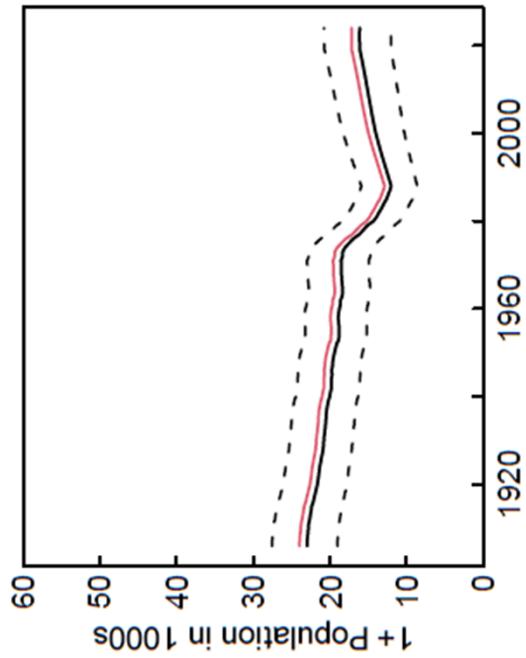
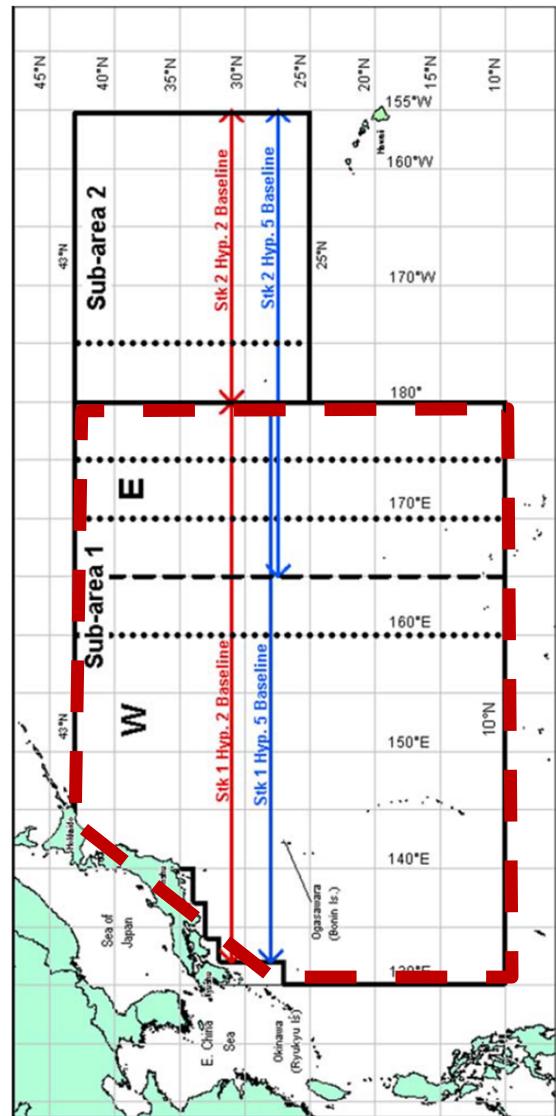
系群2：サブエリア2（180度から西経155度）及びサブエリア1の東部（東経165度から180度）に分布。サブエリア1の東部では系群1が優勢。

### 3. 管理海区

系群構造仮説及び資源量推定値を踏まえ、捕獲可能量算出に用いる海区（管理海区）として、次の2つを設定。

両海区とも不確実性の影響に関する試験をクリア（100年間捕獲しても資源に影響を与えないとの結果）。

管理海区	資源量推定値	捕獲可能量再計算結果
管理海区①：東経130度から180度	16,518頭	154頭
管理海区②：東経130度から180度 を西部と東部で分離して管理 ※東経130度から東経165度を管理海区とする	11,504頭	53頭



## 第4章 独立外国人科学者による解析方法等に対するレビュー結果

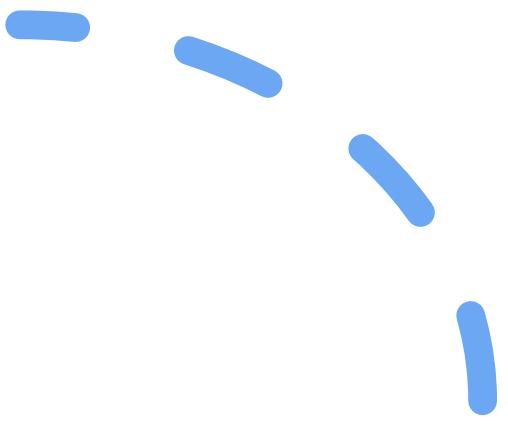
我が国の領海及びEEZ内を含む海域におけるニタリクジラの捕獲可能な量について、我が国科学者がRMPに沿って解析し、その結果に対する独立外国人科学者がレビューを実施。

### 【レビュー結果】

- 日本側科学者による管理海区①の捕獲可能な量算出結果（年間154頭）は、RMPの規定に合致しており、確認できることを勧告する。
- なお、初産年齢の変化の可能性を調査するために、日本側科学者が、過去の耳垢栓の変移相データを分析することを提案する。

これらの捕獲可能な量は、設定した管理海区でクジラの資源が完全に混合しているとの仮定に基づいている。設定した管理海区は、日本の領海・排他的經濟水域よりも大きな水域であり、捕獲は日本の領海・排他的經濟水域内で行われる。完全に混合しているとの仮定がどの程度有効であるのかを調査・分析することに優先度を置くべきである。調査・分析について十分な進展が見られない場合には、捕獲可能な量計算についてより保守的な手法を将来採用することが必要になるかもしれません。

鯨種	資源量推定値	捕獲可能な量
ニタリクジラ	16,518頭 (管理海区①)	154頭



# イワシクジラの捕獲可能量 再計算について



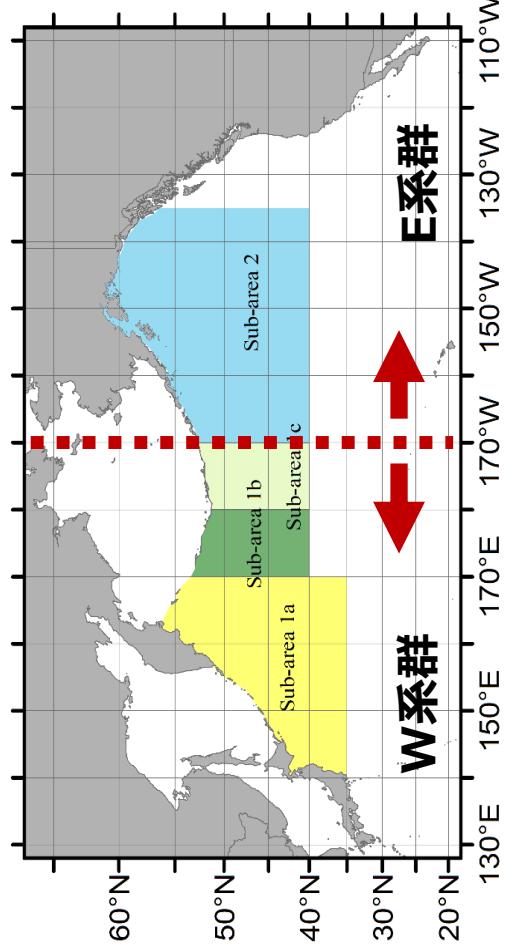
# 1. 魚類目視調査の結果に基づく資源量推定値

各調査海域におけるイワシクジラの資源量推定値は、以下のとおり。

	合計	北西太平洋 (180度以西)	北東太平洋 (180度以東)
2008/2011年調査	87,369 頭	26,508 頭 (2008年)	60,861 頭 (2011年)
2020年調査	55,929 頭	24,620 頭	31,309 頭

## 2. 系群構造解析

- 遺伝情報、衛星標識結果などから、系群構造仮説として、北太平洋の西部と東部に2つの系群が存在。



【存在すると考えられる系群】

W系群：西経170度よりも西側に分布。

E系群：西経170度よりも東側に分布。

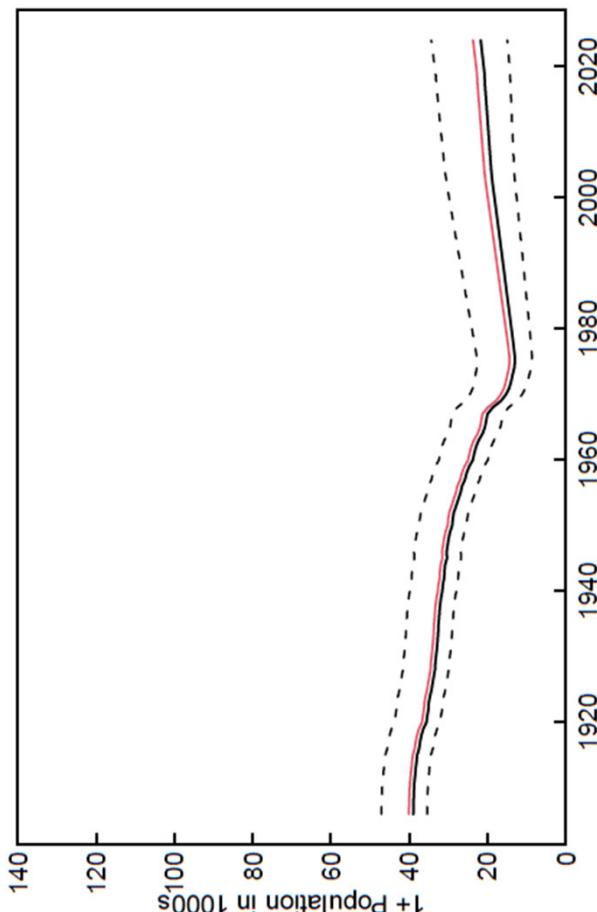
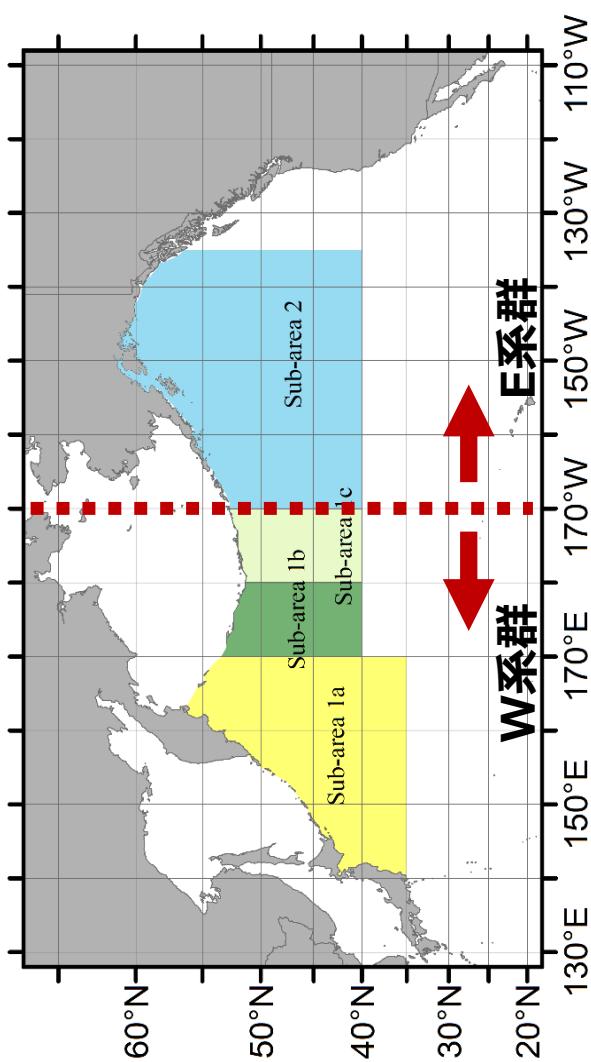
※このうち、日本が捕獲する系群は、W系群。

### 3. 管理海区

系群構造仮説及び資源量推定値を踏まえ、捕獲可能量算出に用いる海区（管理海区）として、次の3つを設定。

このうち、**不確実性の影響に関する試験をクリアしたのは、管理海区①の捕獲可能量のみ**（100年間捕獲しても資源に影響を与えないとの結果）。

管理海区	資源量推定値	捕獲可能量再計算結果
管理海区①：下図の1a	15,455頭	56頭
管理海区②：下図の1a、1b	24,620頭	183頭
管理海区③：下図の1a、1b、1c	33,016頭	219頭



## 324. 独立外国人科学者による解析方法等に対するレビュー結果

我が国の領海及びEEZ内を含む海域におけるイワシクジラの捕獲可能な量について、我が国科学者がRMPに沿って解析し、その結果に対する独立外国人科学者がレビューを実施。

### 【レビュー結果】

- ・ 日本側科学者による管理海区①の捕獲可能な量算出結果（年間56頭）は、北西太平洋の資源の境界に関する最も保守的な仮定に基づいている。
- ・ 管理海区①の東側も資源が豊富であるが、東経170度を跨いだ資源の混合を考慮していないため、本算出結果は過度に保守的。将来には混合も考慮すべきであり、商業捕鯨モラトリアム前の標識採捕データに基づく混合率の推定により検討が進められるだろう。
- ・ **56頭という捕獲可能な量はRMPの規定に合致しており、容認できることを勧告。**

- ・ これらの捕獲可能な量は、設定した管理海区でクジラの資源が完全に混合しているとの仮定に基づいている。設定した管理海区は、日本の領海・排他的經濟水域よりも大きな水域であり、捕獲は日本の領海・排他的經濟水域内で行われる。完全に混合しているとの仮定がどの程度有効であるのかを調査・分析することに優先度を置くべきである。調査・分析について十分な進展が見られない場合には、捕獲可能な量計算についてより保守的な手法を将来採用することが必要になるかもしれません。

魚種	資源量推定値	捕獲可能な量
イワシクジラ	 15,455頭 (管理海区①)	56頭

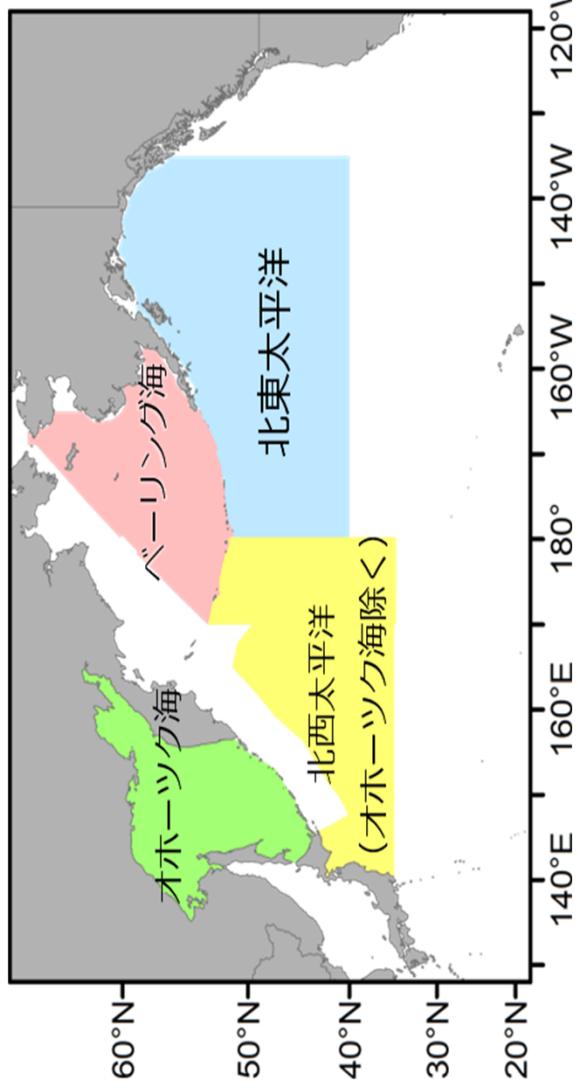


# ナガスクジラの捕獲可能な量 計算について(2023年)

# 1. 魚類目視調査の結果に基づく資源量推定値

各調査海域におけるナガスクジラの資源量推定値(は、以下のとおり)。

調査海域	資源量推定値
オホーツク海	3,142頭
北西太平洋 (オホーツク海除<)	4,405頭
ベーリング海	9,885頭
北東太平洋	37,297頭
合計	54,729頭

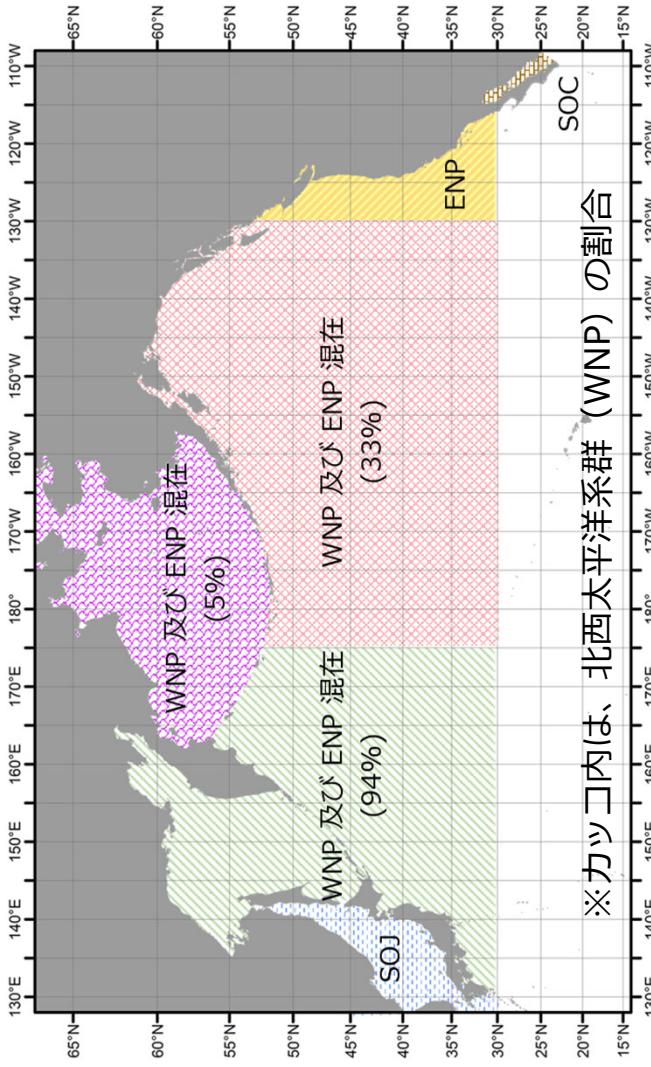


## 2. 系群構造解析

ナガスクジラについて、遺伝情報、標識採捕結果などから、北太平洋に4つの系群が存在。

### 【4つの系群】

- ①日本海・東シナ海系群 (WNP)
- ②北西太平洋系群 (ENP)
- ③北東太平洋系群 (WNP)
- ④コルテス海 (カリフォルニア湾) 系群 (SOC)

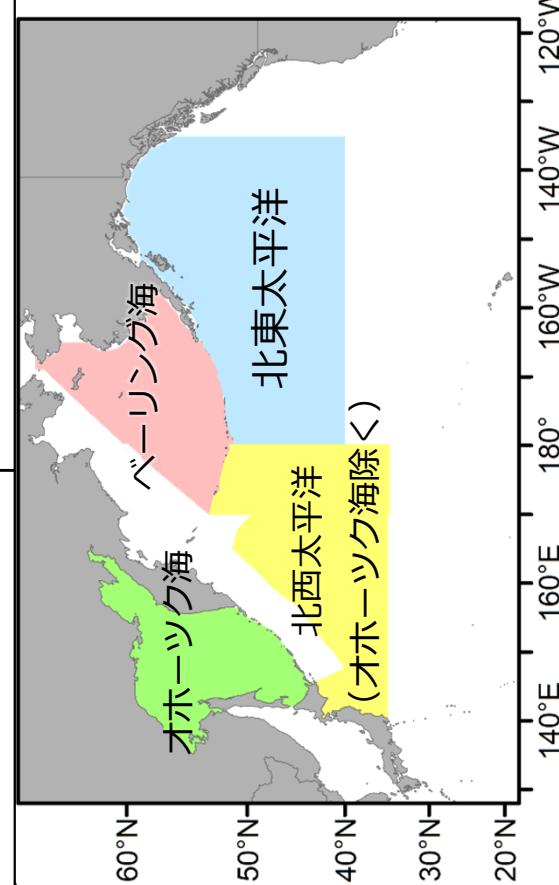


### 3. 魚類目視調査の結果に基づく資源量推定値（系群構造による内訳）

鯨類目視調査の結果と系群構造を踏まえた、各調査海域におけるナガスクジラの資源量推定値(は、以下のとおり)。

北西太平洋系群の資源量推定値(は、19,299頭。

調査海域	資源量推定値	うち北東太平洋系群 (ENP)
オホーツク海	3,142頭	2,963頭
北西太平洋 (オホーツク海除<)	4,405頭	3,646頭
ベーリング海	9,885頭	494頭
北東太平洋	37,297頭	12,196頭
合計	54,729頭	19,299頭



## 36 4. 独立外国人科学者による解析方法等に対するレビュー結果

我が国の領海及びEEZ内を含む海域におけるナガスクジラの捕獲可能な量について、我が国科学者がRMNPに沿って解析し、その結果に対し独立外国人科学者がレビューを実施。



### 【レビュー結果】

- 日本の太平洋側のEEZ内のナガスクジラの年間捕獲頭数として、現時点では最大60頭に制限することを勧告する。
  - ただし、
    - i) 特に、日本近海での局所的な枯渇の形跡があるかどうかを確認するため、この点について4年以内にレビューすること。
    - ii) 混合(移動)率に關するより良い情報を探求するため、衛星標識取付け等の研究を優先的に実施すること。

鯨種	資源量推定値	捕獲可能量
ナガスクジラ	 (北西太平洋系群)	19,299頭 60頭